

昭島市市内本店業者及び市内営業所業者の認定基準

(目的)

第1 この基準は、昭島市（以下「市」という。）が締結する契約の相手方を決定するに当たり、入札参加資格の設定、審査及び指名競争入札における入札参加者を指名、又は随意契約における見積書の徴取先の選定、並びに総合評価落札方式による評価において、市内本店業者又は市内営業所業者の認定の要件、手続き等を定めることにより、契約の公平性及び公正性を確保することを目的とする。

(認定要件)

第2 市内本店業者及び市内営業所業者の認定の要件は次に掲げるとおりとする。ただし、市内に本店又は営業所若しくは支店（以下「事業所」という。）を有する事業者が随意契約事業者登録を行った場合又は、小規模事業者登録を行った場合については、当該登録をもって市内本店業者又は市内営業所業者として認定する。

- (1) 市内本店業者又は市内営業所業者は、常時昭島市に競争入札参加資格登録してある事業所において、契約の締結その他の契約に係る実体的な行為を常時行うことができる事業所として本店又は契約権限を有する代理人を設置する営業所若しくは支店を市内に有していること。
- (2) 市内における営業年数が継続して1年以上あること。
- (3) 納期の到来している市税を完納していること。
- (4) 事業所の建物又は事業所部分を市内本店業者又は市内営業所業者の認定を受けようとする法人（個人事業者の場合は当該個人）若しくはその代表者が所有しているか、又はこれらの名義による賃貸借契約に基づき賃借していること。
- (5) 事業所が事務所としての形態を備えていること。

○事務等を執り行える事務用什器（机、椅子など）や事務用機器（電話・ファックス等の通信機器や複写機など）が具備されているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること。

○他社と同居的な間仕切りのみの形態は、要件を満たさないものとする。
ただし、事業所と住居を併用している場合は、その実態を調査のうえ総合的に判断する。

(6) 事業所に常駐の責任者が存在し、かつ、営業活動を行い得る常駐の従業員等が適切に配置されており、常時直接連絡がとれる体制となっていること。

○人的な配置がされていなく、かつ、配置人員が市外の本店などと兼務となっていて、不在の状況が頻繁となっている場合は、事業所としては認めない。したがって、社員等の自宅・住居で当該社員以外の事務員がいない場合などは、事業所として認めない。

○常時不在転送電話になっていたり、単なる取次ぎや単なる連絡員を配置している場合は、事業所として認めない。したがって、単なる事務連絡所や工事事務所、作業所等は本店や営業所等として認めない。

(7) 市内本店業者にあっては、他の市区町村に本店として競争入札及び随意契約の参加資格を有しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の契約については、当該事業者が建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の許可を当該事業所で受けていないとき、又は同法第7条第2号に規定する専任の技術者を常駐で配置していないときは、市内本店業者又は市内営業所業者の認定をすることができない。

○専任の技術者とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、常時勤務していることが必要であり、営業所若しくは支店ごとに専任で置くこととされている。(法第7条第2号)

(現況届)

第3 市内本店業者又は市内営業所業者の認定は事業所現況届(別記様式。以下「現況届」という。)により行う。

2 現況届は、次に掲げる書類を添付して、市に提出するものとする。

(1) 常駐する従業員等の雇用関係を証明する書類

○社会保険証等の写し

(2) 市税の納税証明書

○法人市民税、固定資産税など、当該業者に支払い義務のあるすべての市税の納税証明書

(3) 市内本店業者又は市内営業所業者の認定を受けようとする法人（個人事業者の場合は当該個人）又はその代表者が当該事業所の建物又は事業所部分を所有し、又は賃借していることを確認することができる書類

○事業所が自社所有の場合は登記簿謄本等の写し、賃借している場合は、その賃貸借契約書等の写し。

(4) 事業所の電話、電気、ガス及び水道に係る料金の請求書、領収書等の写し

(5) 建設業の許可申請書の写し（受付印のあるものに限る。）

○受付印のあるものの写し。

(6) その他総務部契約管財課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、既に届け出た事項に変更があったときは、現況届に当該変更に係る事実を確認することができる書類を添付して、速やかに提出するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、課長が必要と認めたときは、現況届の提出を随時求めることができる。

(実態調査)

第4 現況届の内容を確認するため必要があると課長が認めたときは、当該事業所を訪問し、現場確認、事情聴取等の実態調査を行うことができる。

2 実態調査の結果、現況届の内容が実態と相違すると認めたときは、第3の規定にかかわらず、当該結果に基づき市内本店業者又は市内営業所業者の認定の当否を決定することができる。

3 事業所が実態調査を拒否し、又は妨害をしたときは、市内本店業者又は市内営業所業者として認定しないものとする。

(参加停止)

第5 現況届の内容に虚偽があることが判明したときは、昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止等の措置を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

電子自治体 共同運営受付番号	
-------------------	--

事業所現況届

昭島市長

次のとおり事業所の現況（届出日現在）を届けます。

年 月 日

所在地 昭島市 町

商号・名称

代表者名

電話番号 () 記入ご担当者

1 事業所に関する確認事項（※太枠の中に必要事項をご記入ください。）

登録業種		
登録免許等の名称 及び番号		
建設業許可票の掲示場所 (建設業の場合のみ。)		
事業所の使用形態	1 事業所専用 2 住居兼用 3 その他	
社名看板の設置場所		
電話などの事務用品 の状況	・会社名が入っている郵便受け	有 無
	・電話（転送電話のみは不可）	台
	・FAX	台
	・パソコン	台
	・机・椅子	組
	・その他（)	

(次ページに続きます。)

2 技術者及び事務職員に関する確認事項（※太枠の中に必要事項をご記入ください。）

常 勤 の 従 業 員 数	・事務系 人 ・技術系 人	
	・その他 人	合計 人
技術者名簿 （工事請負に ついては、営 業所専任技術 者については 氏名の前に◎ を付記してく ださい。）	技 術 者 氏 名	国 家 資 格 等

3 事業所の写真（※太枠の中に指定場所の写真を貼ってください。）

（1）外観（入り口や看板等がわかるように撮影してください。）

撮影 年 月 日

写真を貼ってください。

（次ページに続きます。）

(2) 室内（事務用什器や事務用機器が確認できるように撮影してください。）

撮影 年 月 日

<p>写真を貼ってください。</p>

※昭島市使用欄（事業者様は記入しないでください。）

所見			
判 定 欄			
訪 問 調 査 日 時	年 月 日 ()	調 査 員 名	
	午前・午後 時 分		